

第2 事業の概要 (事業報告書)

1. 施設等の状況 (令和4年(2021年)3月31日現在)

総括表

土地

区分	面積 (㎡)			所在地
	自己所有	借用	計	
此花本校	9,568.47 ㎡	1884.00 ㎡	11,452.47 ㎡	大阪市此花区朝日1丁目1-9他
城山キャンパス	29,364.00 ㎡		29,364.00 ㎡	大阪府豊能郡豊能町余野77番他
土地合計	38,932.47 ㎡	1,884.00 ㎡	40,816.47 ㎡	

建物

区分	校舎建築面積	校舎延床面積		所在地
此花本校	4,479.99 ㎡	15,378.33 ㎡		大阪市此花区朝日1丁目1-9他
城山キャンパス	2,532.66 ㎡	7,889.95 ㎡		大阪府豊能郡豊能町余野77番他
建物合計	7,012.65 ㎡	23,268.28 ㎡		

運動場

区分	運動場	体育館	計	所在地
此花本校	2,901.68 ㎡	900.98 ㎡	3,802.66 ㎡	大阪市此花区朝日1丁目1-9他
城山キャンパス	6,656.00 ㎡	1,250.00 ㎡	7,906.00 ㎡	大阪府豊能郡豊能町余野77番他
運動場合計	9,557.68 ㎡	2,150.98 ㎡	11,708.66 ㎡	

別途：令和2年4月1日 本校新練習コート人工芝設置工事完了 200㎡

体育館の内訳

此花本校体育館面積		城山キャンパス体育館面積	
1F 小体育室	2F 競技場	1F 小競技場・剣道場・柔道場	2F 競技場
144.98 ㎡	756.00 ㎡	450.00 ㎡	800.00 ㎡
900.98 ㎡		1250.00 ㎡	

借用土地

阪神電気鉄道㈱	755.00 ㎡
大阪市	1,129.00 ㎡
借用合計	1,884.00 ㎡

(1) 土地の概要

登記等年月日			登記簿所在地	地目	区分	登記簿面積 (㎡)	取得価額 (円)
1948/10/20	昭和23年10月20日	売買	此花区朝日1丁目1-7	学校用地	校内	3,702.00	37,701,168
1948/10/20	昭和23年10月20日	売買	此花区朝日1丁目1-9	学校用地	校内	2,343.00	23,861,112
1948/10/20	昭和23年10月20日	売買	此花区朝日1丁目10-6	学校敷地	校内	1,917.00	19,522,728
1962/12/4	昭和37年12月4日	無償	此花区朝日1丁目10-105	宅地	校外	63.04	642,000
1990/5/30	平成2年5月30日	登記	此花区朝日1丁目1-211	宅地 (1,532.23)	校内	185.22	49,556,140
1990/5/30	平成2年5月30日	登記	此花区朝日1丁目1-350		校外	296.59	
1990/5/30	平成2年5月30日	登記	此花区朝日1丁目1-351		校外	49.71	
1990/5/30	平成2年5月30日	登記	此花区朝日1丁目10-9		校内	542.24	
1990/5/30	平成2年5月30日	登記	此花区朝日1丁目10-92		校外	458.47	
1978/6/10	昭和53年6月10日		此花区朝日1丁目運動場造成 3836㎡				6,616,000
1963/5/7	昭和38年5月7日	売買	此花区朝日1丁目1-420	公衆用道路	校外	3.46	
1966/12/20	昭和41年12月20日	売買	此花区朝日1丁目1-421	公衆用道路	校外	3.28	
1966/12/20	昭和41年12月20日	売買	此花区朝日1丁目10-161	公衆用道路	校外	4.46	
此花本校舎 計						9,568.47	137,899,148
2008/6/30	平成20年6月30日	売買	豊能郡豊能町余野319番2 城山グラウンド	学校用地		9,255.00	65,000,000
2011/4/1	平成23年4月1日	売買	豊能郡豊能町余野77番 城山キャンパス	学校用地		19,981.00	15,200,000
2011/4/1	平成23年4月1日	売買	豊能郡豊能町余野319番5 城山キャンパス	学校用地		128.00	
2008/6/30	平成20年6月30日		城山グラウンド除草費				208,593
2008/6/30	平成20年6月30日		城山除草シート貼り				1,387,050
城山キャンパス 計						29,364.00	81,795,643
土地合計 (うち校外 879.01㎡)						38,932.47	219,694,791

(2) 建物の概要

新築年月日		名称	構造	登記簿面積㎡	取得価額 (円)
1963/11/30	昭和38年11月30日	南西館	RC造3階建	7,048.50	88,935,000
1999/3/15	平成11年3月15日	新南館	RC造6階建		985,800,948
1999/3/15	平成11年3月15日	集塵庫	CB造平屋建	12.90	
1964/7/14	昭和39年7月14日	高架下館	木・コンクリート ブロック造2階建	903.34	17,880,000
1978/2/28	昭和53年2月28日	新北館 (H27.8.25耐 震改修工事完了)	RC造4階建	1,626.92	163,858,550
1984/2/17	昭和59年2月17日	体育館兼講堂・食堂	RC造3階建	2,231.37	390,000,000
2015/3/18	平成27年3月18日	東館	RC造5階建	3,555.30	780,867,000
此花本校 合計				15,378.33	2,427,341,498

登記日	新築年月日	名称	構造	登記簿面積㎡	取得価額 (円)
令和元年 9月6日	S50.11.30新築、S51.12.20増築	校舎	RC造4階建	5,617.64	0
	S54.4.16新築	体育館	RC造3階建	2,272.31	0
城山キャンパス 合計				7,889.95	0

(3) 借用土地の概要

① 阪神電気鉄道(株)

契約書名	契約日	使用期間	登記簿所在地	地目等	登記簿面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)	施設使用料
①阪神電気鉄道(株)と土地使用貸借契約書	S37.12.4 契約 H28.8.21 更新	S38.9.1～ 現在	此花区朝日1丁目10-91	学校敷地	548 ㎡	548 ㎡	548 ㎡	無償
②阪神電気鉄道(株)と高架下施設貸借契約書	S40.6.1 契約、 H12.5.12 値上げ	S39.9.1～ H26.12.31	此花区朝日1丁目10-109	公衆用道路	19 ㎡	121 ㎡	207 ㎡	760,200 円/年 最終敷金 760,200 円
			此花区朝日1丁目10-110	雑種地	102 ㎡			H12.5.12 値上げ 1,508,400 円/年
	H27.1.1 更新 (10-170 追加)	H27.1.1～ 現在	此花区朝日1丁目10-170	鉄道用地	86 ㎡	1,508,400 円/年 敷金 760,200 円		
合 計					755 ㎡	669 ㎡	755 ㎡	

② 大阪市の校内敷地の概要

所有者	使用開始日	登記簿所在地	地目	登記簿面積 (㎡)	左の範囲	合計面積 (㎡)
大阪市	S38 年頃	此花区朝日1丁目1-308	公衆用道路	538.00	左の全部	1,129.00
		此花区朝日1丁目10	公衆用道路	591.00		
		此花区朝日1丁目1-309	公衆用道路	171.00		
		此花区朝日1丁目10-71	公衆用道路	171.00	左の一部	
		此花区朝日1丁目10-97	宅地	177.15		

(4) 近年の施設整備状況

1	2015年3月18日	平成27年3月18日	東館 鉄筋コンクリート5階建(3,555.3 ㎡)竣工。
2	2015年8月25日	平成27年8月25日	新北館鉄筋コンクリート四階建(1,635 ㎡) 耐震改修工事完了。 (商業教室 図書館等)
3	2015年12月20日	平成27年12月20日	1965年竣工の北館及び体育館 第6期工事鉄筋コンクリート四階建取壊し
4	2020年1月30日	令和2年1月30日	城山キャンパスグラウンド人工芝設置工事完了 6,656 ㎡
5	2020年4月1日	令和2年4月1日	本校新練習コート人工芝設置工事完了 200 ㎡
6	2020年12月16日	令和2年12月16日	南西館耐震改修工事完了
7	2021年1月22日	令和3年1月22日	城山体育館耐震改修工事完了

2. 生徒の在籍状況

令和3年(2021年)5月1日現在 昇陽中学校在籍数											
1年			2年			3年			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20	10	30	13	16	29	23	12	35	56	38	94

令和3年(2021年)5月1日現在 昇陽高等学校在籍数												
	1年			2年			3年			合計		
科名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通科	167	91	258	130	81	211	80	83	163	377	255	632
福祉科	32	29	61	20	37	57	15	21	36	67	87	154
計	199	120	319	150	118	268	95	104	199	444	342	786

(参考)

近年の各年度5月1日現在 生徒数

西暦	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
中学	92名	92名	90名	96名	96名	94名
高校	1074名	1022名	922名	803名	758名	786名
総合計	1166名	1114名	1012名	899名	854名	880名

西暦	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平成年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
中学1年生	29	32	32	38	29	30
中学2年生	30	30	29	30	37	29
中学3年生	33	30	29	28	30	35
合計	92名	92名	90名	96名	96名	94名
高校1年生	354	361	294	246	296	319
高校2年生	360	319	326	266	216	268
高校3年生	360	342	302	291	246	199
合計	1074名	1022名	922名	803名	758名	786名

3. 令和3年度 理事会・評議員会の開催状況

令和3年度 第1回 理事会

令和3年(2021年)5月28日(金) 午前10時～午前10時56分 新南館3階 会議室

出席理事 7名、 出席監事 2名、 (役員全員出席)

議案 報告事項・決議事項

- 第1号報告 浅野勝英氏の常任理事選任について
- 第2号報告 木村嘉子氏からの退職慰労金返金の取扱いについて
- 第3号報告 令和3年度入学金の分割納入の結果について
- 第1号議案 令和2年度事業報告書(案)について (理事会決議)
- 第2号議案 令和2年度計算書類(案)について (理事会決議)
- 第3号議案 令和2年度理事会・評議員会の事業報告について (理事会決議)
- 第4号議案 令和2年度監事の監査報告について (理事会報告)
- 第5号議案 訴状の取扱いについて (理事会決議)

令和3年度 第1回 評議員会

令和3年(2021)5月28日(金) 午前10時00分～午前10時50分 新南館3階 会議室

出席評議員 10名、 欠席評議員 2名、 出席監事 2名、

議案 報告事項

- 第1号報告 浅野勝英氏の常任理事選任について
- 第2号報告 木村嘉子氏からの退職慰労金返金の取扱いについて
- 第3号報告 令和3年度入学金の分割納入の結果について
- 第1号議案 令和2年度事業報告書について (報告)
- 第2号議案 令和2年度計算書類について (報告)
- 第3号議案 令和2年度理事会・評議員会の事業報告について (報告)
- 第4号議案 令和2年度監事の監査報告について (報告)

令和3年度 第2回 評議員会

令和3年(2021)9月9日(木) 午前11時30分～午後0時43分 新南館3階 会議室

出席評議員 11名、 欠席評議員 1名、 出席監事 2名、

議案 報告事項・諮問決議事項

- 第1号報告 土地使用にかかる大阪市建設局等への訪問経過について
- 第1号議案 昇陽中学校・高等学校 中長期計画策定に向けて (諮問)
- 第2号議案 役員報酬規程の改正について (諮問)
- 第3号議案 令和3年度収支予算書(第1次補正予算)(案)について (諮問)
- 第4号議案 学校ホームページ掲載の事業報告について (諮問)

令和3年度 第2回 理事会

令和3年(2021)9月9日(木) 午前11時30分～午後0時57分 新南館3階 会議室

出席理事 7名、 出席監事 2名、 (役員全員出席)

議案 報告事項・決議事項

- 第1号報告 土地使用にかかる大阪市建設局等への訪問経過について
- 第1号議案 昇陽中学校・高等学校 中長期計画策定に向けて (理事会決議)
- 第2号議案 役員報酬規程の改正について (理事会決議)
- 第3号議案 令和3年度収支予算書(第1次補正予算)(案)について (理事会決議)
- 第4号議案 学校ホームページ掲載の事業報告について (理事会決議)
- 第5号議案 3号理事の選任について (理事会決議)

令和3年度 第3回 評議員会

令和3年(2021年)11月4日(木) 午前10時30分～午前11時40分 新南館3階 会議室

出席評議員 11名、 欠席評議員 1名、 出席監事 2名、

議案	報告事項・諮問決議事項	
第1号報告	大阪府私学課の实地検査の結果について	(報告)
第1号議案	昇陽高等学校授業料改定協議について	(諮問)
第2号議案	管理運営規程の制定について	(諮問)
第3号議案	教職員退職金規定の改正について	(諮問)
第4号議案	寄附行為の一部改正について	(諮問)
第5号議案	令和3年度収支予算書(第2次補正予算)(案)について	(諮問)

令和3年度 第3回 理事会

令和3年(2021年)11月4日(木) 午前10時30分～午前11時53分 新南館3階 会議室
出席理事 8名、出席監事 2名、(役員全員出席)

議案	報告事項・決議事項	
第1号報告	大阪府私学課の实地検査の結果について	(報告)
第1号議案	昇陽高等学校授業料改定協議について	(理事会決議)
第2号議案	管理運営規程の制定について	(理事会決議)
第3号議案	教職員退職金規定の改正について	(理事会決議)
第4号議案	寄附行為の一部改正について	(理事会決議)
第5号議案	令和3年度収支予算書(第2次補正予算)(案)について	(理事会決議)
第6号議案	評議員の選任について	(理事会決議)

令和3年度 第4回 評議員会

令和4年(2022年)3月31日(木) 午前10時～11時55分 新南館6階 カトリアホール
出席評議員 14名、欠席評議員 3名、出席監事 2名、

議案	報告事項・諮問決議事項	
第1号報告	令和4年1月1日改正施行の寄附行為について	(報告)
第2号報告	寄附金の税額控除制度適用のため大阪府・大阪市 への申請手続きについて	(報告)
第3号報告	令和4年度生徒募集状況について	(報告)
第1号議案	評議員の選任区分の変更等について	(諮問)
第2号議案	中長期計画ビジョン策定について	(諮問)
第3号議案	令和4年度収支予算書について	(諮問)
第4号議案	学則の改正について	(諮問)
第5号議案	給与規則等の一部改正について	(諮問)
第6号議案	城山キャンパスグラウンド使用規程の制定について	(諮問)
第7号議案	年度末・年度当初の教職員人事等について	(諮問)

令和3年度 第4回 理事会

令和4年(2022年)3月31日(木) 午前10時～11時55分 新南館6階 カトリアホール
出席理事 8名、出席監事 2名、(役員全員出席)

議案	報告事項・決議事項	
第1号報告	令和4年1月1日改正施行の寄附行為について	(報告)
第2号報告	寄附金の税額控除制度適用のため大阪府・大阪市 への申請手続きについて	(報告)
第3号報告	令和4年度生徒募集状況について	(報告)
第1号議案	評議員の選任区分の変更等について	(理事会決議)
第2号議案	中長期計画ビジョン策定について	(理事会決議)
第3号議案	令和4年度収支予算書について	(理事会決議)
第4号議案	学則の改正について	(理事会決議)
第5号議案	給与規則等の一部改正について	(理事会決議)
第6号議案	城山キャンパスグラウンド使用規程の制定について	(理事会決議)
第7号議案	年度末・年度当初の教職員人事等について	(理事会決議)

4. 過半数労働代表との労使協定書の締結

- 令和3年度 時間外勤務および休日勤務に関する協定書 (令和3年3月31日)
 令和3年度 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書 (令和3年3月31日)
 令和2年度 時間単位年休に関する労使協定書 (令和2年4月13日) 有効期間延長

5. 就業規則変更届の提出

就業規則改正については、令和3年11月4日評議員会・理事会にて、教職員退職金規定の一部改正及び管理運営規程の制定が決議され、令和3年11月5日付けで労働基準法第90条に基づく過半数労働者代表者の意見書の聴取を求めたところ、令和4年3月1日付けで意見書が提出され、その意見書を添付して、同日に労働基準法第89条に基づく「就業規則変更届」を西野田労働基準監督署長あてに提出し、同日受理された。

主な改正・制定の概要

(1) 学校法人淀之水学院 教職員退職金規定の一部改正

特に本法人が必要と認め雇用契約書で退職金支給を締結した職員に対する退職金、及び、従前から実施している退職手当に加算する管理職功労金の支給について、その取扱いを明確にするため、教職員退職金規定にその事項を定めるものである。

(2) 学校法人淀之水学院 管理運営規程 制定

学校法人淀之水学院が、学校教育法に則り、管理職体制のより充実明確化を図るため、設置する昇陽中学校、昇陽高等学校及び法人事務局の管理職の任用に関する事項を定めるものである。

6. 学院の寄附行為の一部改正

令和3年11月4日評議員会の諮問及び理事会の決議を経て、令和3年11月8日大阪府教育長あてに寄附行為変更認可申請書を提出し、令和3年12月24日申請書どおり大阪府教育長から令和4年1月1日改正施行の寄附行為変更認可書をいただいた。

変更認可の概要

(1) 寄附行為の改正案作成

学院の組織活性化の第5項「今後の理事会組織」に基づいて、理事会機能の強化を図り組織全体の総合力向上を達成するため、現在の学院規模の状況を検証して今後の在り方を考察し、役員任期等をより活性化できるよう、寄附行為の一部変更を提案した。

寄附行為の改正実施は令和4年1月1日から施行するものとし、ただし、第10条の役員任期は、この寄附行為施行の日以降に選任される役員から適用するものとする。

(2) 寄附行為変更の条項及び事由

第9条の2： 親族関係者等の制限を明記することで、私立学校法の趣旨が明確に反映する。

第10条： 役員任期を5年から4年へ改正することで、次のメリットがある。

- ・ 任期を1年短縮することで人事刷新に役立つ
- ・ 2号理事の任期にバランスがとれる

評議員選任から理事任期満了まで 21 か月

理事選任から評議員任期満了まで 27 か月

第 20 条 : 評議員としての理事長と校長の 2 人枠を 1 人が兼務すると、私立学校法第 41 条 (評議員会は理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。) に抵触するため、それを解消する措置として、理事長を外して職員評議員と学識評議員の定員を増やすことで適切な運用が図れる。

また、評議員理事が理事長になったり解職されたりした場合、評議員枠の取扱いに不明確なところがあるため、理事長評議員自体をなくすことで、評議員の選任ルールとして簡明となる。理事長評議員をなくしても、理事長が評議員を兼任する必要があるときは、職員評議員や学識評議員として別途選任することで対応できる。

附 則 : 1 この寄附行為は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(第 9 条の 2 の新設、第 10 条の一部改正、第 20 条の一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 10 条の規定は、この寄附行為施行の日以降に選任される役員から適用する。

2. 寄附行為 変更条文新旧比較表

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">学校法人淀之水学院 寄附行為</p> <p>(親族関係者等の制限)</p> <p><u>第 9 条の 2 この法人の理事のうちには、各理事に</u> <u>ついてその親族その他特殊の関係がある者が一人を超えて含まれることには</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)</u> <u>及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)</u>並びにこの法人の職員が含まれることにはならない。</p> <p><u>3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p>第 10 条 役員(第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、<u>4 年</u>とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあつては、その職務を含む。)を行う。</p> <p>(評議員の選任)</p>	<p style="text-align: center;">学校法人淀之水学院 寄附行為</p> <p>(新設)</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第 10 条 役員(第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、<u>5 年</u>とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあつては、その職務を含む。)を行う。</p> <p>(評議員の選任)</p>

<p>第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)昇陽高等学校の校長</p> <p>(2)この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 <u>2人</u></p> <p>(3)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人又は2人</p> <p>(4)学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>6人以上10人以内</u></p> <p>(5)この法人の設置する学校の在学者及び卒業生の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者 1人又は2人</p> <p>2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、<u>校長及びこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この寄附行為は、令和4年1月1日から施行する。(第9条の2の新設、第10条の一部改正、第20条の一部改正)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改正後の第10条の規定は、この寄附行為施行の日以降に選任される役員から適用する。</p>	<p>第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p><u>(1)本法人理事長</u></p> <p>(2)昇陽高等学校の校長</p> <p>(3)この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 <u>1人又は2人</u></p> <p>(4)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人又は2人</p> <p>(5)学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>6人以上9人以内</u></p> <p>(6)この法人の設置する学校の在学者及び卒業生の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者 1人又は2人</p> <p>2 前項第1号から第3号に規定する評議員は、<u>理事長及び校長並びにこの法人の職員の地位を退いたときは 評議員の職を失うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--